

香川県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会は、「香川県道路メンテナンス会議」(以下、「本会議」という。)と称する。

(目 的)

第2条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するもので、香川県内の道路管理を効果的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整を行うことにより、老朽化対策など計画的かつ円滑な道路管理促進を図ることを目的とする。

(協議事項)

第3条 本会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について協議する。

- (1) 道路施設の維持管理等に係る意見調整・情報共有・発信に関すること。
- (2) 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関すること。
- (3) 道路施設の技術基準類等の共有や技術支援に関すること。
- (4) その他、道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項。

2. 本会議は原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議(専門部会含む)については、非公開でおこなうものとする。

(組 織)

第4条 本会議は、第2条の目的を達成するため、香川県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町の各道路管理者及び本会議が必要と認めるもので組織する。

2. 本会議には、会長及び副会長を1名置くものとし、会長は国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所長、副会長は香川県土木部道路課長とする。
3. 本会議の構成は「別表」のとおりとする。
ただし、必要に応じ会長が指名するものの出席を求めることができる。
4. 会長に事故等があるときには、副会長がその職務を代行する。
5. 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため「専門部会」を設置することができるものとする。

(事務局)

第5条 本会議の運営に関わる事務を行わせるため、事務局を置く。

2. 事務局は、国土交通省四国地方整備局香川河川国道事務所および、香川県土木部道路課に置く。
3. 事務局は、次の事項について調整する。
 - (1) 本会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整
 - (2) 本会議における審議議題の調整
 - (3) 規約の策定・改正・廃止等に係る調整
 - (4) その他、本会議の運営に際し必要となる事項の調整

(規約の改正)

第6条 本規約の改正等は、本会議の承認により行うことができる。

(その他)

第7条 本会議は、道路法第28条の2の規定に基づき設置するものであり、本規約に定めるもののほか必要な事項はその都度協議して定めるものとする。

(附則)

本規約は、平成26年6月9日から施行する。

専門部会として、香川県跨道橋連絡部会を平成26年12月25日より設置する。

本規約は、平成27年5月28日に一部変更する。(別表)

本規約は、平成28年5月19日に一部変更する。(別表)

専門部会として、香川県道路鉄道連絡会議を平成29年2月17日より設置する。

本規約は、令和4年10月31日に一部変更する。(別表)

本規約は、令和6年10月29日に一部改正する。

専門部会として、香川県地下占用物連絡会議を令和7年4月30日より設置する。

香川県道路メンテナンス会議 委員名簿

令和6年10月29日現在

	組 織 名	役 職
会 長	国土交通省四国地方整備局	香川河川国道事務所長
副会長	香川県土木部	道路課長
	西日本高速道路株式会社 四国支社	香川高速道路事務所長
	本州四国連絡高速道路株式会社	坂出管理センター所長
	高松市	都市整備局長
	丸亀市	都市整備部長
	坂出市	建設経済部長
	善通寺市	都市整備部長
	観音寺市	建設部長
	さぬき市	建設経済部長
	東かがわ市	事業部長
	三豊市	建設部長
	土庄町	建設課長
	小豆島町	建設課長
	三木町	土木建設課長
	直島町	建設経済課長
	宇多津町	地域整備課長
	綾川町	建設課長
	琴平町	地域整備課長
	多度津町	建設課長
	まんのう町	建設土地改良課長
オブザーバ ー	国土交通省四国地方整備局	道路部 道路保全企画官
	国土交通省四国地方整備局	道路部 地域道路課長
	国土交通省四国地方整備局	四国技術事務所長
事務局	国土交通省四国地方整備局 香川河川国道事務所	
	香川県 土木部 道路都市局 道路維持課	